

## 日本バドミントン学会 学会役員の選任に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、日本バドミントン学会の会則第12条に定める役員の選任に関し、必要な事項を定める。

### (選任の時期)

第2条 理事候補者の選出は、その任期の前年のうちに行われなければならない。理事候補者の理事への就任と、会長、副会長、常務理事および監事の選任は、その任期の最初に行われる総会での承認をもって決定する。

### (選任の種別と人数)

第3条 この規程により選任される役員と人数は、次の通りとする。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 常務理事 1名
- 4) 理事 12名以内(会長・副会長・常務理事含む)
- 5) 監事 2名

### (役員選任の方法)

第4条 役員の選任方法は、次の通りとする。

- 1) 理事候補者を8名、正会員による5名連記無記名投票により選出する。選出された理事候補者の理事への就任は、総会での承認をもって決定される。
- 2) 新理事会は、理事の互選により会長、副会長を選出する。さらに、正会員の中から監事を選出する。選出された役員の就任は、総会での承認をもって決定される。
- 3) 新理事会は、理事の互選により常務理事1名を選任する。
- 4) 新理事会は、理事候補者を最大4名、正会員の中から推薦することができる。推薦された理事候補者の理事への就任は、総会での承認をもって決定される。

### (理事候補者選挙の方法)

第5条 理事候補者は、正会員の直接選挙により選出する。理事候補者選挙の細則は別に定める。

### (資格)

第6条 選挙権、被選挙権は、投票期間最終日の2カ月前時点で会員名簿に掲載されている正会員とする。

(選挙管理委員会)

第7条 選挙管理委員会は選挙年度の理事会が任にあたる。選挙管理委員長は、将来構想委員会委員長が兼任する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て議決する。

付則

第1条 この規程は令和3年2月11日から実施する。

改正（施行） 令和3年7月24日